

家畜排せつ物の管理の適正化 及び利用の促進について

…畜産循環型畜産経営を目指して…

家畜排せつ物法の管理施設の整備に関する有効期限は平成16年10月31日までです。家畜排せつ物法の整備に関する不適切な管理（野積み・素掘り・堆肥盤）の解消に努めましょう。

基本的な考え方

- (1)家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきました。
- (2)しかし、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつあり、地域の生活環境に関する問題も生じています。
- (3)他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに住民の環境意識も高まり、家畜排せつ物についてその適正な管理を確保し堆肥として農業の持続的な発展に資する土作りに積極的に活用するなど、有効利用を一層促進する必要があります。
- (4)このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化および利用を促進するための支援措置を講ずることにより、畜産の健全な発展を図るものとします。

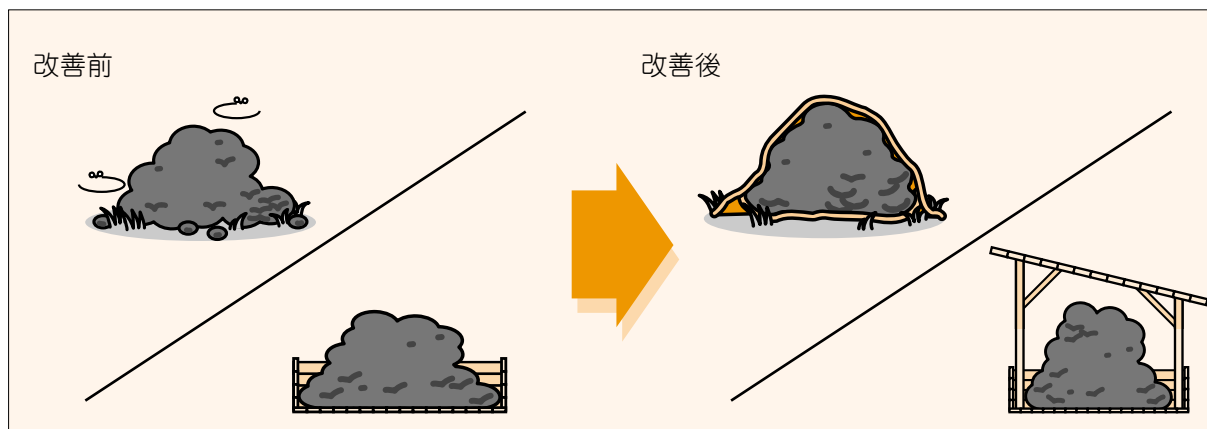


発酵処理施設（堆肥センター）

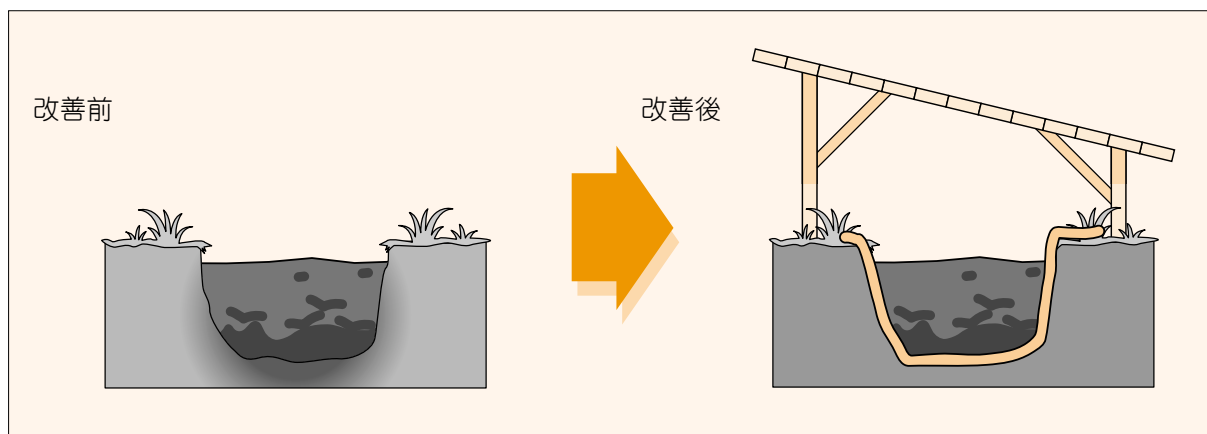
1. どのような対策を講じればいいのでしょうか。

堆肥処理施設や尿処理施設を整備するか、既存の施設を改良して法律で規定されている、雨の影響を受けないこと、地下浸透しないことを守りましょう。

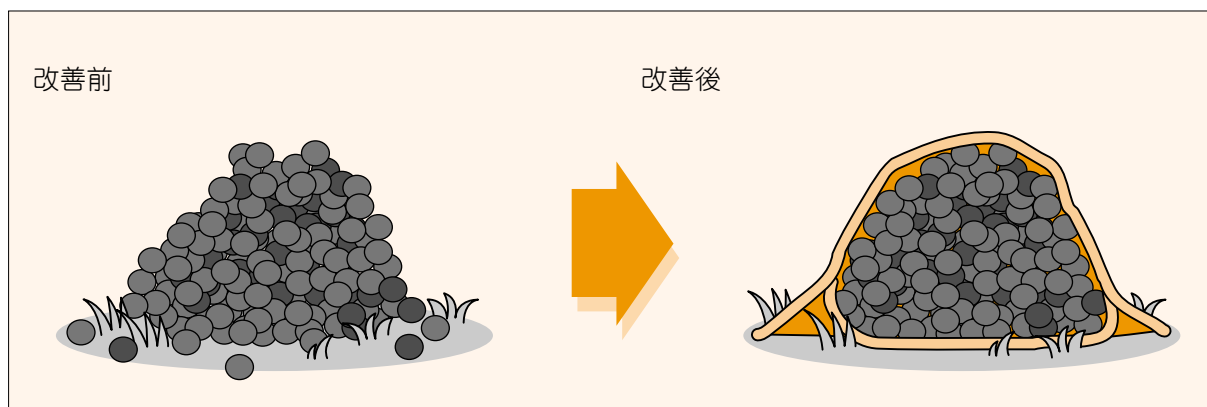
ふんや固形状ふん尿は、施設から汚水が飛散したり流失しないようにしましょう。
(防水シートを下に敷き、上から防水シートを覆うことでも可能です。)



液状の排せつ物処理も、汚水が地下浸透しないようにしましょう。
(コンクリートや鋼板、防水シートでも、地下浸透しなければ可能です。)



製品堆肥の野積みもやめましょう。
(防水シートで、上下を覆うか出来る限り速やかに散布耕起しましょう。)



2. 管理基準で、畜産農家に義務付けられるのはどのようなことですか。

管理基準とは、野積み・素掘りをはじめとする家畜排せつ物の不適切な管理を改善する為に畜産業を営むものが遵守すべき必要最低限の基準を定めたものです。

家畜の種類	対象となる飼養規模	①構造設備基準	②管理の方法基準				
			施設管理	定期点検	補修	維持管理	記録
牛	10頭以上	◎	◎	○	○	○	●
豚	100頭以上	◎	◎	○	○	○	●
鶏	2,000羽以上	◎	◎	○	○	○	●
馬	10頭以上	◎	◎	○	○	○	●

- (1) 「○」(定期点検・補修・維持管理)は平成11年11月から適用されています。堆肥化処理施設等は、定期的な点検・補修を行い、維持管理を行わなければなりません。つまり、機械や施設がその能力を十分に発揮し、適正な処理が出来る状態を保ちましょう。(機械の油差し、ひび割れの修繕、送風装置の掃除など)
- (2) 「●」(記録)は平成14年11月から適用されています。記録は、農林水産省令で定められている様式を参考に記入しましょう。
- (3) 「◎」(構造設備基準・施設管理)は平成16年11月から適用されます。構造設備基準とは、堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料(コンクリートやビニールなど)で整備し、堆肥化処理施設には適当な被覆や側壁等を設けることになっています。



水田への堆肥の散布

3. 家畜排せつ物の発生量等は、どのように記録するのですか。

排せつ物の発生量は正確に把握することは、難しい面もありますが、下記のような方法で記録が出来るよう様式が定められています。

(農家における記録の様式(乳用牛))

暦年(1月1日から12月31日まで)で記録します。 平成____年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録
(記入日：平成 年 月 日) 記録を終了した日を記入します。

1 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位：t/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭) ①	1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
搾乳牛		16.6	4.9			
乾乳牛		10.8	2.2			
未経産牛		10.8	2.2			
育成牛		6.5	2.4			
合計		-	-			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合	
	ふ ん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
()	割	割
合 計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

処理方法で記入し、合計は10割とします。

標準的な排せつ物量に平均飼養頭数をかけて算出します。

※各畜種ごとの記録用紙は別紙。

4. 家畜排せつ物処理施設の整備に対する補助事業やリース事業等にはどのようなものがありますか。

個人が設置する場合	融資	農業改良資金	無利子
		農業近代化資金 H14.10.1現在	0.95～1.5%
	農林漁業金融公庫資金 H14.10.1現在	0.95～1.5%	
	リース事業 H12.1現在	畜産環境リース(一般) 附加料	2.1%
		畜産環境リース(特別1/2補助付) 附加料	2.1%

共同で設置する場合	融資	農業近代化資金 *補助残融資も有り H14.10.1現在	0.95～1.5%
		農林漁業金融公庫資金 *補助残融資も有 H14.10.1現在	0.95～1.5%
	補助事業	環境保全型畜産経営育成事業(県単) 堆肥化施設、特装車、ローダー等	県50% 市町村10%

注意

- ・補助事業や融資制度は、上記に記載した以外にもあります。
- ・補助事業や融資制度を実施する場合は、関係市町村の農業主管課へご相談してください。
- ・リース事業は、最寄りのJAや関係農業団体連合会又は配合飼料基金協会へご相談ください。

5. 新たに堆肥化施設等を整備した場合、税制の特例措置はありますか。

法律の制定に併せて、次のような税制上の特例措置が講じられました。

(1)所得税・法人税（国税）

畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等について、青色申告する場合、その取得額の16%（平成11年度現在）の特別償却ができます。

具体的な手続き

- ①前年の所得について、2月16日から3月15日までの間に税務署に申告します。
- ②この際、青色申告決算書に、今回の特例措置を受けようとするたい肥舎等に関する特別償却費を減価償却費として記入します。

(2)固定資産税（地方税）

畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等のうち、法の施行日（平成11年11月1日）から平成16年3月31日までに取得したものについて、取得後5年間課税標準が1/2に軽減されます。

具体的な手続き

- ①毎年1月2日から31日までに、償却資産について市町村に申告します。申告の内容は、償却資産の所在、種類、取得時期、取得価格等です。
- ②なお、今回の特例措置を受けるためには、農林水産大臣の証明書を添付する必要があります。証明書の交付申請書は「畜産環境相談コーナー」に準備してありますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

6. たい肥を販売する場合、届け出は必要ですか。

地球環境を守ろうとする機運が世界的に高まっている中、我が国においても、平成12年に「循環型社会形成基本法」が制定され、環境と調和した循環型社会の構築が今後の重要課題となっています。

農業分野においては、家畜排せつ物のたい肥としての循環利用の促進が求められています。また、たい肥を販売する場合には特殊肥料の届出が必要ですので、以下により届出をしましょう。

1. 肥料取締法の目的

肥料の品質保全：肥料の品質を適正に保持することのほか、劣悪な肥料を排除し、良質な肥料の生産、流通等を促進するという積極的な意味も含んでいます。

公正な取引の確保：肥料の価値が正しく表示され、その表示に従って正当に取引されることでもあります。

2. 特殊肥料の届出義務

肥料は化成肥料などの普通肥料と家畜たい肥等の特殊肥料とに大別されます。

動物の排せつ物（たい積又は攪拌し、腐熟させたもの）、米ぬか、魚かす等農家の経験等によって識別が容易で組成が簡単なものは、特殊肥料に分類され、生産・販売を行う場合は県に届出を行う義務があります。（届け出先：県農業試験場 土壌肥料担当 TEL：087(889)1121）

生産業者等：肥料の生産を業とする者です。

販売業者：肥料の販売を業とする者です。

販売とは一般に対価を受けて肥料を譲渡することを意味し、単なる無償の譲渡は含まれませんが、無償であっても、反覆、継続して行う場合は販売業者とみなされることがあります。

特殊肥料届出の内、畜種別たい肥生産届出件数（平成13年10月現在：県内）

種類	牛ふん関係	鶏ふん	豚ふん	その他	合計
内容	たい肥（牛ふん） 乾燥牛ふん等	乾燥鶏ふん 発酵鶏ふん 鶏ふん等	豚ふんたい肥 発酵豚ふん	畜種の組み合わせ等	
件数	102件	82件	23件	17件	269件